



長野県報

12月11日(金)

令和2年

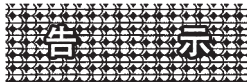
(2020年)

号外

目次

告示

家畜伝染病予防法に基づく消毒実施の命令(5件)(園芸畜産課家畜防疫対策室) 1



長野県佐久家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

令和2年12月11日

長野県佐久家畜保健衛生所長 和田 浩彦

- 1 実施の目的
長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域
管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設
- 3 実施の期日
家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県伊那家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

令和2年12月11日

長野県伊那家畜保健衛生所長 林 健

- 1 実施の目的
長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域
管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設
- 3 実施の期日
家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内
- 4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県飯田家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

令和2年12月11日

長野県飯田家畜保健衛生所長 小松 浩

- 1 実施の目的
長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域
管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設
- 3 実施の期日
家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内
- 4 消毒方法
消石灰等の消毒薬の農場内(家きん舎周囲及び農場外縁部等)散布

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県松本家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

令和2年12月11日

長野県松本家畜保健衛生所長 宮澤 隆

- 1 実施の目的
長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止
- 2 実施する区域
管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設
- 3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部等）
散布

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県長野家畜保健衛生所告示第1号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施するよう命ずる。

令和2年12月11日

長野県長野家畜保健衛生所長 小林良人

1 実施の目的

長野県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延の防止

2 実施する区域

管内全域の100羽以上の家きん飼養施設及び家畜防疫員が必要と認めた家きん飼養施設

3 実施の期日

家畜保健衛生所が配布する消石灰を受領後7日以内

4 消毒方法

消石灰等の消毒薬の農場内（家きん舎周囲及び農場外縁部等）
散布

園芸畜産課家畜防疫対策室